

事業の概要について

【公1】理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与する事業

<事業実施の要旨>

理学療法は、理学療法士及び作業療法士法第2条によって「身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう」と定義され、理学療法士は、同法第2条第3項によって「厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者をいう」と定義されている。

理学療法士は、医学的リハビリテーションを担う中核的職種として、高齢化社会の進む本県において社会的役割が増大していることから、県民に対する直接的な理学療法の実施と、理学療法士の資質向上によって、県民の医療、保健及び福祉を増進させることを目的として事業を行うものである。

<事業の構成>

当該事業は、次の5つの事業で構成される

1. 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
 - (1) スポーツサポート事業
 - (2) 医療・介護保険制度の正しい理解・普及事業
 - (3) 理学療法の普及事業
2. 理学療法士の職業倫理高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
 - (1) 理学療法士の学術技能向上事業
 - (2) 学会事業
 - (3) 学術・研究普及事業
3. 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質の向上に寄与する事業
4. 関連団体との連携および協力に関する事業
 - (1) 関連団体と連携した研修事業
 - (2) 専門職推薦事業
5. 体験活動等による理学療法の知識の普及・啓発事業

<事業をまとめた理由>

上記の事業は、理学療法によって県民の医療、保健及び福祉を増進させるための手段という点で共通していることから、ひとつの事業としてまとめている。

<個別事業の内容>

1. 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業

1-(1) スポーツサポート事業

【趣旨・目的】

本事業は、スポーツ活動における医学的サポートを通じて、子どもから高齢者まであらゆる人が、生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるようサポートすることを目的とする。参加選手が安全に競技に取り組めることができるように、競技種目特性に応じた効果的で医学的サポートを行なうことができる理学療法士が、実際の競技大会等においてサポートすることにより、参加選手が安全に競技等に取り組むことができ、傷害予防や健康増進に寄与する。

【事業内容】

県内で行われるスポーツ大会やレクリエーション活動に参加する選手に対して、希望者に理学療法士としての専門的な知識や技術を基に、スポーツマッサージ、ストレッチ指導、アイシング、テーピング、相談事業等を行う。また、対象となる選手に質の高いサービスを提供できるように、事前に研修及び実技講習を行う。

【事業例】

●一般スポーツサポート事業

(事業内容)

スポーツ大会等の主催者からの要請を受け、スポーツ大会等におけるサポート事業を行う。具体的な内容として、希望する選手に対しスポーツマッサージ、ストレッチ指導、アイシング、テーピング、相談事業を行うことにより、参加選手が安心して競技に臨めるようサポートをすることであり、参加選手の傷害予防や健康増進に寄与する。

(対象者) スポーツ大会等の参加選手等

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

●障がいスポーツサポート事業

(事業内容)

障がいスポーツ大会等の主催者からの要請を受け、大会参加選手に対するコンディショニングサポートを実施する。具体的にはスポーツマッサージやテーピング、ストレッチ、アイシング等のコンディショニングサポート全般である。障がい者を含めた大会となるため、選手の競技力向上および傷害予防、健康増進はもとより、社会参加の促進にも寄与する。

(対象者) スポーツ大会等の参加選手等

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

●スポーツサポート人材育成事業

(事業内容)

スポーツ大会等におけるサポート事業を行うための人材育成を行う。また、人材育成のため研修会等の開催や中央での講習会へ派遣を行い大会サポートが円滑に行える人材も同時に育成する。参加選手が安心して競技に臨めるようサポートをすることであり、参加選手の傷害予防や健康増進に寄与する。

(対象者) スポーツ大会等をサポートする会員

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

1-(2) 医療・介護保険制度の正しい理解・普及事業

【趣旨・目的】

本事業は、医療保険制度、介護保険制度に関する情報を収集し、県下会員ならびに関係職種に向け周知させ、その内容を利用者ならび県民へ向け伝達し、正しく運用することとその制度改正の理解を促進する事業である。医療保険制度、介護保険制度といった社会保障制度は、県民医療・保健・福祉の構造的かつ機能的根幹をなし、県民生活に直接影響を与える。そのため、制度改正の把握、理解が必要であるが、各個人が情報を収集し、制度改正の内容を正しく理解していくことは限界があることから、組織的な対応が効果的である。当該事業による情報提供、正しい理解の促進は理学療法士をはじめとする医療関係者の援助となり、ひいては県民の利益に寄与できる。

【事業内容】

制度改正等に関するリハビリテーション関連職種からの問い合わせに対し、九州厚生局佐賀事務所とのやり取りを適宜行い、その内容を周知することにより、各施設で利用者ならびに県民向けに伝達していく。また会員が勤務する病院、施設の各種監査の情報に関して、それを収集し情報発信することにより、医療・介護保険制度の正しい理解と普及の促進していく。

【事業例】

●メール等相談対応事業

(事業内容)

本会ホームページの「お問い合わせフォーム(メール)」等より、リハビリテーション施設基準や診療報酬・介護報酬等に関する相談を受け付ける。問い合わせ内容については本会の職能局で管理し、関係部署と協働して返答対応する。

(対象者) リハビリテーション関連職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など)

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

1-(3) 理学療法の普及事業

【趣旨・目的】

本事業は、広報誌の発行や一般県民向けのセミナー等を通じて、県民の生活や健康に役立つ情報を発信することにより、県民の健康維持・増進ならびに疾病予防に寄与することを目的として実施する。この理学療法に関する普及啓発活動により、理学療法業務の理解を深め、理学療法士に対する社会的認識を高めてもらうようアピールしていく。

【事業内容】

広報誌の配布や、健康維持・増進や疾病予防目的にセミナー等を開催することを通じて、理学療法の専門的知識及び技術を、広く県民に普及・啓発していく。

【事業例】

●広報誌「ねっつ」発行事業

(事業内容)

掲載内容は、理学療法士の仕事の紹介、「ねっつエクササイズ」と称したテーマ別の運動紹介、各地区で実施されている介護予防事業や地域ケア会議などの情報、リハビリ体験記など、地域住民の健康維持・増進ならびに疾病予防に寄与できるような誌面構成とし、市町の保健・福祉関連施設など、地域住民が直接目に触れる機会が多い場所へ配布するほか、本会のホームページ上でも公開する。

(対象者) 一般地域住民

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

2. 理学療法士の職業倫理高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業

2-(1) 理学療法士の学術技能向上事業

【趣旨・目的】

本事業は、理学療法に関する新しい知見、技術の研究開発や理学療法士の専門性を高めるキャリアアップ支援を通して、理学療法の継続的な品質向上に努め、誰もがより適切な理学療法ならびにリハビリテーションを享受できるように取り組む事業である。医学は日進月歩であり、理学療法士は、医療法第1条の2ならびに4に定められているとおり、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。そのため、理学療法士が専門職として県民の負託に応え

るためには常に最新の医療技術の修得に努める義務があるが、医療技術の進歩を理学療法士個人の努力で網羅するには限界がある。そこで本会は本事業を通して、理学療法学の振興と理学療法士が良質かつ適切な医療を提供できるよう研修会を開催し、理学療法士が常に最新でより専門的な治療技術および知識の習得ができるよう支援する。

【事業内容】

研修会を、新人向けや疾患別・専門領域別に企画し、開催・運営する。我々リハビリテーション専門職は、所属する施設により担当する疾病や、障がい像は多種多様である。さまざまな人格、社会的背景を持った対象者と直接触れ合う専門職として、高度な知識と技術、さらには、豊かな人格をそなえる必要がある。適切なサービスと患者権利擁護の背景から、患者や利用者を中心として多職種がチームを形成し、対象者にとって有益な医療や介護が提供されねばならず、他職種を含めより多くの参加の機会を確保することで、学際的隣接領域の相互理解と医療・介護連携を効率的・効果的に図ることが可能となる。

【事業例】

●生涯学習プログラム事業

(事業内容)

日本理学療法士協会が進める生涯学習システムに則り、基本的な知識習得を基礎に、理学療法士の質を向上させ利用者にとって有益な理学療法のあり方を学ぶことにより、県民の保健医療、福祉の向上に寄与することを目的とした。開催するプログラムは、公益社団法人日本理学療法士協会が定めた全国統一のテーマで行う。

(対象者) 県内会員

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費および受講費収入

●研修事業

(事業内容)

より専門的な知識・技能の習得にむけた方策支援を目的として、日本理学療法士協会が進める生涯学習システムに則り、多種多様な研修会や技能講習を実施する。

(対象者)

・リハビリテーション関連職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）、リハビリテーション関連職種養成校学生

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費および受講費収入

●症例検討会事業

(事業内容)

中部広域部、鳥栖広域部、伊万里有田広域部、杵藤広域部、唐津東松浦広域部の各地区や県全体でリハビリテーション関連や隣接領域の症例検討会を開催し、リハビリテーション関連職種の参加機会を確保することで、近隣や県内の病院・施設の多職種による医療・介護連携を効率的に図ることも目的とする。

(対象者)

・県内リハビリテーション関連職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）、リハビリテーション関連職種養成校学生

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

2-(2) 学会事業

【趣旨・目的】

本事業は、科学的根拠に基づく研究の成果を一般に公開し、テーマに対して多面的・多角的に討議を興す機会として位置付けられる。対象は会員のほか非会員の理学療法士や他職種等とし、県民公開講座では一般県民も含まれる。発表演題は、学術の専門家による査読を経て採択される。この学術活動をもって上位事業を具体化し、地域社会における高齢者、障害者福祉の増進、県民の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的としている。県民公開講座では、一般県民の健康維持・増進に寄与することを目的にテーマ、講師を選定する。

【事業内容】

年に1回、会場および運営にかかわる担当者を県内各地区の輪番制を基本として開催する。佐賀県が担当として実施する九州ブロックや全国規模の学会もこれに含まれ、その際は県全体として取り組む。一般演題発表、教育講演、症例検討、必要に応じて基調講演などによってプログラムされる。それぞれに座長をつけ、適切な進行と質疑応答により参加者の理解が深められるよう促す。県民公開講座では一般県民が無料で参加できる講座を企画する。

【事業例】

●学会事業

(事業内容)

年に1回、会場および運営にかかわる担当者を県内各地区の輪番制を基本として開催する。学会では学会長、準備委員長はじめ事務局、学術局、運営局による組織を構成し学会の企画、広報、運営、事務処理等をそれぞれの担当者が行う。内容としては、一般演題発表、教育講演、症例検討、基調講演、県民公開講座等を行う。

(対象者)

・リハビリテーション関連職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）、リハビリテーション関連職種養成校学生。

県民公開講座に関しては一般県民

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費、受講費収入、日本理学療法士協会九州ブロック会交付金、日本理学療法士協会交付金等

2-(3) 学術・研究普及事業

【趣旨・目的】

理学療法の臨床活動において、臨床的な判断を“経験則”だけに基づいて行うのではなく、基本的な理論や質の高い臨床研究による検証結果であるエビデンス (evidence) に基づき行うことによって、安全で効果的な理学療法が実践可能となる。その専門性の検証のためにも「研究活動」は欠かせないものであり、佐賀県内の理学療法士による研究論文、症例検討ならびに有識者からのトピックス等を学術誌に掲載することにより、佐賀県内の理学療法士間で情報の共有を図り、これらを対象者に還元するとともに、佐賀県内の理学療法士の知識及び技術向上に繋げることを目的とする。

【事業内容】

県内の理学療法士による研究論文、症例検討、有識者によるトピックス等を掲載する学術誌の発行を行う。なお、学術誌の発行に当たっては、投稿規程に則って行い、学術誌部を設置した上で査読者による査読審査を経て掲載する。投稿者は本会会員および佐賀県下の理学療法士養成校における卒業研究論文で推薦できるものとする。

【事業例】

●学術誌発行事業

(事業内容)

学術誌部において、論文原稿の公募、査読者との連絡・調整、投稿原稿の取りまとめ、発行調整等を行った。掲載内容は、一般投稿論文、短編論文等である。佐賀県内会員所属全施設及び公益社団法人日本理学療法士協会などへ発送する。また、本会ホームページに専用のバナーを設け、閲覧ができるように公開することとしている。

(対象者) 佐賀県理学療法士会会員ならびに投稿者

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

3. 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質の向上に寄与する事業

【趣旨・目的】

本事業は、これから理学療法士を目指す者が、将来にわたって理学療法士としてふさわしい適性を身につけることができるように支援する事業である。理学療法士は、何らかの原因により心身の機能や日常生活動作能力に障害をもつ者を対象とするため、単に技術論のみで対処するのではなく、心理面や社会面にも配慮した対応ができる資質を身につける必要がある。したがって、理学療法士を養成する教育機関と本会が連携し、学生が臨床実習先で必要な知識を習得し、理学療法に関する適切な判断が行える素地をつけることができるための支援を目的とした事業である。本事業は理学療法士を目指す人材の育成にかかわるものであり、またその育成のあり方が将来にわたって医療・福祉の質に直接反映されることから、本会にとって重要な事業と位置付けている。

【事業内容】

養成校から臨床実習者を受け入れる理学療法士に対し、臨床現場での教育の質を担保する事業や、卒前教育として基本的な臨床技能を客観的に評価する方法として導入されている OSCE (Objective Structured Clinical Examination) へ協力する事業等を展開する。研修会の内容は講座のみならず、ワークショップやグループワーク等を行い、情報の共有化に努める。

【事業例】

●臨床実習指導者研修事業

(事業内容)

臨床実習の位置付け、指導者側である臨床の理学療法士の役割、学生理解、教育目標から教育評価、問題解決方法と臨床指導方法など広範にわたり、臨床理学療法士が適切に安心して学生指導に従事できるよう支援する内容で実施する。

(対象者) 理学療法士、リハビリテーション関連職種 (作業療法士、言語聴覚士など)

(共催) 県内理学療法士養成校

(財源) 正会員受取会費および受講費収入

4. 関連団体との連携および協力に関する事業

4-(1) 関連団体と連携した研修事業

【趣旨・目的】

超高齢化社会を迎え、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が急がれている。そのためには医療や介護に携わる多職種間の連携が必要不可欠である。リハビリテーション関連団体との共同企画による医療・保健・福祉の発展に寄与する研修会、人材育成等の事業を通して、地域社会における高齢者、障害者福祉の増進、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。学術技能向上の事業と類するが、リハビリテーション関連職種との共同事業という視点から一つにまとめた。

【事業内容】

地域や職場で医療や介護に従事する多職種向けに研修会を開催する。研修内容は、地域包括ケアシステムの構築を見据え、多職種の人材育成に寄与できるようなものとし、リハビリテーション医学や介護予防、訪問リハビリテーションなどの講座に加え、実技指導やグループワーク等を行うことにより、より効果的で実践的な介入が可能となるような内容とする。

【事業例】

●関連団体と連携した研修事業

(事業内容)

地域や職場で医療や介護などに従事する多職種向けに研修会を開催する。地域包括ケアシステム構築の観点から幅広い分野でのテーマを検討。病期別や、職種別の特性を理解できるよう関連団体と連携をしながら実施していく。関連団体及び内容が多岐にわたる為、1つの事業としてまとめた。

(対象者) 医療・介護に従事している専門職(看護師、介護福祉士、ヘルパー、作業療法士、言語聴覚士など)

(共催) 研修会によっては共催の場合あり

(財源) 正会員受取会費および受講費収入

4-(2) 専門職推薦事業

【趣旨・目的】

様々な規模、様々な団体により地域は形成されている。その中において各種団体から理学療法士の専門性を求められた場合に適切な人材を推薦し、各種団体に専門的知識を還元することにより、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的として実施する。

【事業内容】

理学療法士としての意見や活動を必要とする各種団体からの要請に対して適切な人材を推薦する。

【事業例】

●専門職推薦事業

(事業内容)

理学療法士としての意見や活動を必要とする各種団体からの要請に対して適切な人材を推薦する。例えば、講演会の講師、地域で実施している介護予防事業スタッフ、行政・各種団体等の会議委員の推薦等である。

(対象者) 県、市町村、日本理学療法士協会、佐賀県リハビリテーション3団体協議会、その他各種団体

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費、要請団体からの収入

5. 体験活動等による理学療法の知識の普及・啓発事業

【趣旨・目的】

県民に対する理学療法啓発活動により、理学療法業務の理解を深め、理学療法士に対する認識を向上させることを目的とする。さらに介護予防、ロコモティブシンドローム予防など、県民の疾病予防、健康増進のための体験活動等を通じ、県民のリハビリテーションについての知識向上を図り、県下の保健・医療・福祉の質的向上を目指すものである。

【事業内容】

イベント会場や理学療法士が勤務する職場において、理学療法の業務内容や介護予防等に関するパネル展示による啓発活動や理学療法に関する体験活動、相談事業を通じて、理学療法士とその活動について多くの県民に知っていただく。

【事業例】

●職場体験事業

(事業内容)

理学療法に関する普及活動によって県民の健康増進ならびに障害や疾病予防に貢献できる次世代の理学療法士の育成に寄与することを目的とした。具体的には、県内の高等学校(公立・私立)へ案内文やパンフレットを送付し、希望する高校生を対象に県内の医療・福祉施設に協力を得て職場体験(現場での体験が難しい場合はオンラインを活用)を実施し、リハビリテーションおよび理学療法の啓発活動を行う

(対象者) 県内の高校生

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

●理学療法週間イベント事業

(事業内容)

理学療法や介護予防等に関するパネル展示による啓発活動、体組成計での計測、運動機能評価などを体験してもらう。体験された方へ評価結果などをフィードバックすることにより、県民の生活習慣病や介護を要する状態とならないための予防、積極的な健康づくり運動への意識高揚を目指す。

(対象者) 一般県民

(共催) なし

(財源) 正会員受取会費

●地区イベント参加事業

(事業内容)

地域で行われている行事に参加し、理学療法士の啓蒙活動及び介護予防についての普及・啓発活動を行う。

(対象者) 一般県民

(共催) イベント主催者等

(財源) 正会員受取会費

公益社団法人佐賀県理学療法士会 事業体系

◇公益目的事業について

【公益事業 1.】

理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与する事業

事業名		事業例
1. 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業	(1)スポーツサポート事業 (2)医療・介護保険制度の正しい理解・普及事業 (3)理学療法の普及事業	・一般スポーツサポート事業 ・障がいスポーツサポート事業 ・スポーツサポート人材育成事業 ・メール等相談対応事業 ・広報誌「ねっつ」発行事業
2. 理学療法士の職業倫理高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業	(1)理学療法士の学術技能向上事業 (2)学会事業 (3)学術・研究普及事業	・生涯学習プログラム事業 ・研修事業 ・症例検討会事業 ・学会事業 ・学術誌発行事業
3. 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質の向上に寄与する事業		・臨床実習指導者研修事業
4. 関連団体との連携および協力に関する事業	(1)関連団体と連携した研修事業 (2)専門職推薦事業	・関連団体と連携した研修事業 ・専門職推薦事業
5. 体験活動等による理学療法の知識の普及・啓発事業		・職場体験事業 ・理学療法週間イベント事業 ・地区イベント参加事業